

議案第58号

世田谷区立多摩川玉堤広場条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 使用料の額を改定する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立多摩川玉堤広場条例の一部を改正する条例

世田谷区立多摩川玉堤広場条例（昭和53年11月世田谷区条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表施設の部庭球場の項中「650円」を「750円」に、「1,000円」を「1,150円」に改め、同部サッカー場の項中「650円」を「750円」に、「1,300円」を「1,500円」に改め、同表附帯設備の部駐車場の項中「30分」を「20分」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、令和8年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。